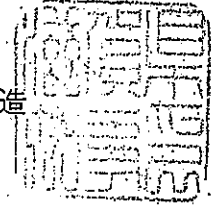


# 参考資料 1

滋 琵 保 再 生 第 232 号  
令和 2 年 (2020 年) 6 月 1 日

滋賀県環境審議会 会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖保全再生施策に関する計画の改定について (諮問)

琵琶湖の保全及び再生に関する法律 (平成 27 年法律第 75 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月に琵琶湖保全再生施策に関する計画 (以下「計画」という。) を策定し、琵琶湖の保全及び再生に向けて施策を推進してきたところですが、令和 2 年度末をもって計画期間が満了します。これに伴い、今年度に現行計画の評価を踏まえ、計画の改定を行うこととしています。

つきましては、計画の改定に当たり、貴審議会の意見を伺います。